

## 個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者様の診療情報を開示する際に、誤って別の患者様の情報を開示するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 記載されていた個人情報

患者様の ID、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、退院時サマリー、血液検査結果

### 2 事案の経過

令和6年9月30日（月）

・事務局が、患者Aの診療情報について、患者Aから委任された法律事務所を通じて提供の申出を受ける。

令和6年10月18日（金）

・事務局の職員が患者Aの氏名（フルネーム）でカナ検索を行ったところ、該当者は1名のみであったため、同姓同名の患者Bを申出者と誤認し、患者Bのデータの抽出を行い、提供について院内決裁を行った。

令和6年11月15日（金）

・決裁を受け、事務局の職員が患者Bの診療情報を法律事務所に送付した。

令和6年12月17日（火）

・開示したデータを確認していた診療情報管理室の職員が、申出者と患者Bでは生年月日が異なっていることに気づく。患者Aの名前（ファーストネーム）と生年月日で検索を行ったところ、患者Aと苗字の異なる患者が検索されたため、患者Aの旧姓を法律事務所へ問い合わせる。

令和6年12月18日（水）

・検索した患者の苗字と患者Aの旧姓が合致することが確認され、データの誤交付が判明した。  
・事務局の職員が患者Bに架電し、経過を説明するとともに謝罪した。

### 3 誤交付の原因

・事務局の職員が申出者の氏名のカナ氏名で検索を行い、該当者が一人のみであったことから申出者であるものと思い込み、生年月日を確認しないまま、診療情報の開示の手続きを進めてしまったため。  
・決裁においても上記の確認ができていなかったため。

### 4 再発防止策

・診療情報開示の申出を受け付ける際には、申出者のカナ氏名のみでなく、生年月日、住所、電話番号等の確認を行い、該当者を同定することを徹底する。  
・申出の窓口である医事グループからデータ抽出を行う診療情報管理室へ提出する「カルテ開示申請時確認書」の様式を変更し、医事グループでのチェックを強化すると共に診療情報管理室でのチェックを実施する  
・決裁においても、開示する内容が申出者の情報であることを確認する。